

序 章	はじめに 1. 都市計画マスタープランとは 2. 計画の位置づけ 3. 計画の構成 4. 策定体制
第1章	都市づくりの課題 1. 上位・関連計画の位置づけ 2. 現況・市民アンケートからみる都市の問題点 3. 都市づくりの課題
第2章	都市づくりの基本構想 1. 都市づくりの理念 2. 都市づくりの目標 3. 将来都市構造
第3章	分野別方針 1. 土地利用の方針 2. 市街地整備の方針 3. 道路・交通整備の方針 4. 公園・緑地整備の方針 5. 上・下水道整備の方針 6. 名瀬港湾整備の方針 7. 住まい・住環境整備の方針 8. 景観整備の方針 9. 都市防災の方針 10. 都市の魅力向上 11. 環境保全の方針 12. 都市マネジメントの方針
第4章	地域別構想 1. 地域別構想の概要 2. 地域別構想 2-1 名瀬中心拠点地域 2-2 名瀬市街地地域 2-3 名瀬自然共生地域 2-4 住用地域 2-5 笠利地域
第5章	計画の実現に向けて 1. 計画に基づく取り組みの考え 2. 協働のまちづくりの推進 3. 都市計画マスタープランの推進

第4章 地域別構想

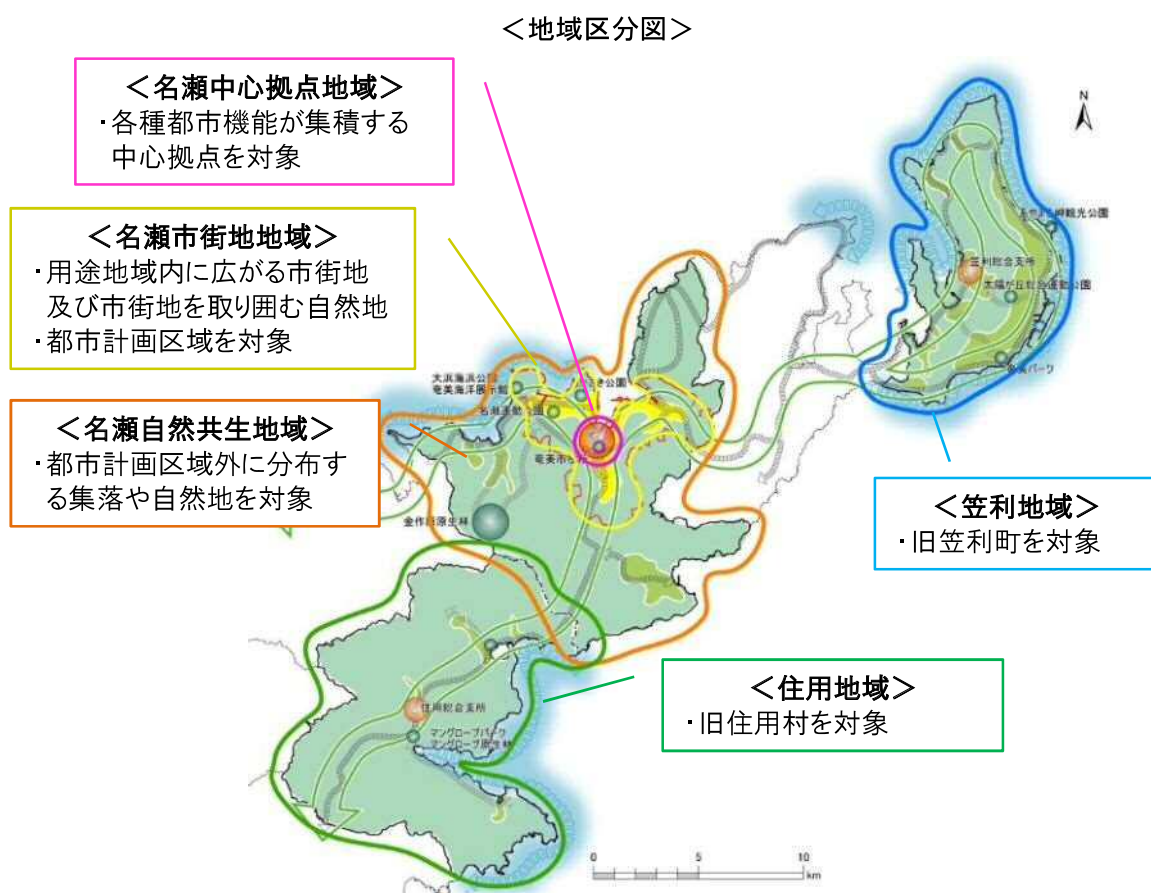
1. 地域別構想の概要

地域別構想は、全体構想における奄美市全体の都市づくりの方向性を基本として、地域単位での将来のまちづくりの方向性を示します。

(1) 地域の区分

地域別構想の策定にあたっては、地域の将来像を描き、地域づくりの整備方針を位置づける上で、適切なまとまりを考慮し、地域区分を設定します。

このため、地域区分については、既存のコミュニティが継続している旧行政界と、現時点における都市計画における法規制の指定状況（都市計画区域の内外）を基本に地域を区分します。また、奄美群島及び本市の中心的な役割を担い、これまでも継続的なまちづくりが進められた中心拠点周辺についても、全体構想で設定した将来都市構造の位置づけや住民による主体的なまちづくりの実現性を踏まえ、地域を設定します。



（２）地域別構想の構成

地域別構想の策定にあたっては、全体構想を踏まえながら、各地域の個性や魅力を発揮するよう配慮します。このため、地域住民の視点を重要視し、地域の魅力や課題、地域づくりのアイデアなど「アンケート調査」や「ワークショップ」により検討された意見を可能な限り方針に盛り込んでいます。

地域別構想の構成

地域の現況と課題

■地域の現況と位置づけ

：地域の魅力や特徴、人口や土地利用など都市の状況を表す指標および市民アンケート調査結果や市民ワークショップによる地域住民のまちづくりに関する意見を整理

全体構想で設定した基本構想や各分野の整備方針での位置づけを踏まえ、地域に求められる役割を整理

■地域の主要課題

：地域の現況や位置づけを踏まえ、地域におけるまちづくりの主要課題を整理

地域のまちづくり構想

■地域づくりのテーマ

：地域の目指すべき方向性を示した地域づくりのテーマについて整理

■地域づくりの基本目標

：地域の目指す方向性の達成に向けた、まちづくりの目標を整理

■地域づくりの整備方針

：地域の基本目標を実現するにあたって、土地利用や地域施設等の各分野の整備方針を整理

※各地域全てにおいて必要な施策など、市全域に係る項目については、全体構想のみで定めます。

2. 地域別構想

地域別まちづくり構想

地 域	地域づくりのテーマ・地域づくりの目標
名瀬中心拠点地域 	♪いもーれ・Come もーれ・ゆていもーれ♪ コンパクトシティ「ゆらうまち」 ◆ 人・もの・ことが集まり、それぞれが有機的に結ばれる魅力的な中心拠点の形成 ◆ 住みたくなる・訪れたくなるコンパクトな中心拠点の形成
名瀬市街地地域 	個性を活かし・紡ぎながらシンカし続ける地域 ◆ 都市のマネジメントを通じ、深化し続ける地域づくり(都市の価値を高める地域づくり) ◆ 都市リノベーションを通じ、進化し続ける地域づくり
名瀬自然共生地域 	都市と自然を紡ぎ、豊かな暮らしを実感できる地域 ◆ 自然と文化が紡いできた魅力を活かした地域づくり ◆ 自然と共生した豊かな暮らしを実感できる地域づくり
住用地域 	人・自然・観光の豊かさを感じる いつまでも住みよい町 住用 ◆ 豊かな自然が織りなす魅力を活かした地域づくり ◆ みんなでつくるいつまでも住み続けられる地域づくり
笠利地域 	つながる はじまるまち 笠利 ◆ 彩りある集落(シマ)文化を住生活と観光に活かす地域づくり ◆ 人・集落(シマ)がつながり、自然と共生した豊かな暮らしを実感できる地域づくり

2-1. 名瀬中心拠点地域

(1) 名瀬中心拠点地域の現況と課題

①地域の現況

●人口

- 平成27年の人口及び世帯は3,936人、2,055世帯で、平成12年の5,652人、2,612世帯と比べ大きく減少（H12基準：人口30%、世帯21%減少）
- 人口・世帯の減少率は、名瀬地域全体の中でも最も高く中心拠点周辺の空洞化が進行
- 平成27年の高齢化率は28%

●土地利用・市街地

- 商業地域、近隣商業地域に指定される地区が大半で、商業の集積、市役所等をはじめとした公共・公益施設など様々な都市機能が集積
- 末広・港土地区画整理事業が進み、市街地への良好なアクセスや防災機能の強化等と併せて、商業施設の再編による賑わいの形成が進む
- 名瀬本港地区（マリンタウン地区）では、県施工の防災拠点となる緑地の整備、都市機能用地の確保が進むなど、中心拠点と連携したみなとまちづくりが進む
- 医療施設、福祉施設、商業施設、金融施設他、様々な都市機能が集積しており、各施設の徒歩圏に居住する市民の比率も非常に高い

●道路・交通

- 市内唯一のバス会社である株式会社しまバスが運行し、多くの系統が中心拠点を発着、経由するなど公共交通の利便性は高い
- 海の玄関口となる名瀬港も近接しており、海、陸の玄関口としての交通結節拠点を形成

●その他都市環境

- 末広港線、回遊道路など、修景やユニバーサルデザインに配慮した道路整備が進行

●その他

- 名瀬商圏の動向をみると、旧名瀬市への流入率は72.0%（H24年度）から67.1%（H27年度）に低下するほか、商店街の歩行者交通量も減少傾向にあり、地区の吸引力が低下

②地域の位置づけ

- 全体構想において、奄美市の「中心拠点」、海の玄関口となる名瀬港が分布する他、各都市軸が位置づけられた地区
- 奄美市総合計画において、重点プロジェクトとして『コンパクトシティ「ゆらうまち」名瀬』を位置づけ

《施策の体系》



出典：奄美市総合計画

- 平成11年度、旧中心市街地活性化基本計画の策定、平成19年度から都市再生整備計画事業を通じ、「豊かな海や山の自然環境と賑わいと活気に満ちた中心市街地とが一体となる 島建てのこころときめく ティダのまちづくり」を目標に、地区の賑わいの再生、定住人口の増加、商業空間の形成に向けた各種取り組みが実施
- その他、“多くの市民で賑わう「商業・サービスの中心地」”(アンケート調査)、「子育てしやすい地域づくり」「若者があふれる地域づくり」(ワークショップ)、の役割等が求められる地域

③地域の主要課題

＜居住人口減少への対策＞

- 全市的に人口減少が進む中、中心拠点周辺の減少は名瀬地域のそれよりも早く進んでおり、以前の活気を失いつつあり、定住を促進することが課題
- 中心拠点への定住を誘導していくには、既存の集積度の高い都市機能を維持し、高齢者・障がい者・子育て世代等をはじめ、誰もが利便性が高く、安心して生活できる施設の整備等を総合的に取り組んでいくことが課題

＜中心拠点の機能衰退への対策＞

- 昔ながらの商業機能、商業集積が、多様化、高度化する市民ニーズにより、郊外に出店した大規模店舗やインターネット等による通信販売等によりその顧客を奪われておりその対策が課題
- 中心拠点の活性化を図るためには、従来の商業・飲食・サービス機能に加え、市民及び観光客が交流したり、奄美らしさを感じる人や文化の享受など、そこでしか感じるできない付加価値を創出することが課題

＜増加する観光客への対策＞

- 奄美大島の観光客数は増加傾向にある一方で、商店街の歩行者交通量は減少傾向にあり、観光客を中心拠点に呼び込むことが課題
- マリントウン地区の整備にあわせ、海の玄関口となる名瀬港、中心商店街など中心拠点の一体化を図り、観光交流機能、宿泊機能の集積やもてなし空間を整備し、新たな賑わいを創出することが課題

(2) 名瀬中心拠点地域のまちづくり構想

① 地域づくりのテーマ

♪いも一れ・Come も一れ・ゆていも一れ♪
コンパクトシティ「ゆらうまち」

② 地域づくりの基本目標

活力
賑わい

個性
交流

人・もの・ことが集まり、それぞれが有機的に結ばれる魅力的な中心拠点の形成

- 多くの市民・観光客が来街し、交流、ふれあったり、回遊したりするなど、まちを楽しみ、賑わいを形成する中心拠点の形成を図ります。
- 地域の魅力を高めるため、各店舗の魅力アップや地域を支える人・もの・ことの創出を図ります。
- エリアマネジメントの検討など、民間事業者や地域住民と連携し、まちの賑わいや魅力の向上を目指します。

共生
定住

住みたくなる・訪れたくなるコンパクトな中心拠点の形成

- 奄美群島の産業、経済、教育、文化の中心地として、各種都市機能が集積し、便利で住みやすい市街地形成を進めます。
- そこに行けば何かある・わくわくする楽しみがある・毎日行きたくなる中心拠点づくりを進めます。

③地域づくりの整備方針

●土地利用及び地域整備の方針

<奄美の中心拠点としての賑わい・活力の創出>

- コンパクトなまちづくりの実現の中で、奄美市及び奄美群島全体の中心的な役割を担う地区として、生活利便施設、公共公益施設、交通施設等の都市機能の高度化・集約化等を進めます。
- 引き続き末広・港土地区画整理事業を推進し、既存の商業・業務機能の再編と土地の高度利用等を図るとともに、駐車場や買い物広場などの商業基盤の整備を進めます。
- 末広・港土地区画整理事業の実施においては、多様な人・ことの出会いや賑わいが生まれる場として、(仮)子育て・保健・福祉複合施設、バスターミナルなど、各種高次都市機能の誘導を図るとともに、これら機能と一体となった公園を整備することで、魅力的で付加価値の高い都市空間を創出します。
- 上記施設の他、(仮)市民交流センターの整備、市民に親しまれる庁舎の整備を進める他、AiAi ひろばや既存の商店街など、交流や賑わいの核となる施設を有機的に結ぶことで、賑わいの再生や文化性と娯楽性を併せ持つ中心拠点の形成を進めます。

<中心拠点の一体性の創出>

- マリントウン地区について、中心拠点と一体となったみなとまちづくりを推進し、奄美市の海の玄関口にふさわしい、都市機能の誘導や道路、歩道及び緑地等の整備を進めます。
- マリントウン地区の埋め立て事業の完了に併せて、計画的な土地利用の推進に向けた用途地域の指定、アクセス性の強化や市街地の一体性の確保に向けた道路整備や歩行者ネットワークの整備、また耐震岸壁や防災拠点となる緑地の整備を進めます。
- マリントウン地区の整備にあわせ、観光拠点となる都市機能を計画的に誘導するとともに、良好な市街地形成を進めるため、用途地域や特別用途地区等の指定を進めます。

<土地の高度利用・複合利用による居住の推進>

- 土地の高度利用、複合的な土地利用など、利便性の高い、快適な居住地としての整備を進めます。
- 若い人の定住や高齢者等が歩いて暮らせる便利な地域づくりを進めるため、高齢者や子育て世代などに配慮した複合型の都市型住宅の整備・誘導を進めます。

- 定住促進に向けて、都市施設や公共公益施設等の整備に併せ、昔ながらの密集した市街地の再整備を進めるなど、良好な居住環境を創出します。

●施設整備の方針：道路・交通

＜中心拠点へのアクセス性の向上＞

- 中心拠点への良好なアクセスや防災機能の強化に向けて、末広・港土地区画整理事業の完成を目指します。
- マリントウン地区について、港湾機能や物流機能の充実を図るため、周辺地区や各地域・拠点を結ぶ道路整備を進めます。

＜海の玄関口、陸の玄関口の整備＞

- 末広・港土地区画整理事業や高次都市機能の整備に併せて、測候所跡地周辺にバスターミナルを整備します。整備にあたっては、陸の玄関口として交通結節機能の強化を図るため、その他交通、情報発信機能との連携による移動の連続性の確保、歩行者ネットワークとの連携による回遊性の向上及び各種都市機能との連携により、交流・賑わいの創出を図ります。
- 名瀬港について、海の玄関口として交通結節機能を強化するとともに、バスターミナル等へのアクセス性の向上を図ります。

＜中心拠点への訪れやすさや回遊性の向上＞

- 周辺地域住民が中心拠点へ訪れやすい移動環境を創出するため、当該地区へアクセスする幹線バスに接続するデマンドバスや乗り合いタクシー等の新たな交通手段を検討します。
- 誰もが訪れやすい中心拠点の形成に向けて、駐車場・駐輪場などの商業基盤整備や歩行者ネットワークの整備など、もてなし空間の創出を進めます。
- 観光客をはじめ、訪れる人の回遊性を高めるため、交通環境の充実や情報・案内板の設置を図ります。

●施設整備の方針：その他地域環境

＜回遊の起点、滞留空間となる身近な公園整備＞

- 公園・緑地等の整備について、地区の回遊性や滞留性を高めるため、歩行者ネットワークや河川・沿道緑地など水と緑のネットワークとの連携を進めます。また、奄美らしい空間の演出のため、景観に配慮した整備を進めるとともに、利用者が憩い・楽しみ・交流する場として整備を進めます。

＜中心拠点として魅力ある都市景観の創出＞

- 名瀬港について、海の玄関口として、名瀬港兩岸の市街地と山地の調和した遠景を活用し、市街地部の建築物の景観整備、公共施設及び敷地内緑化、山地部の保全を行います。
- 歩行者ネットワークに位置づけられる回遊道路について、奄美らしい風景の演出や、統一した道路修景やバリアフリー化の整備を図ります。
- 末広港線について、奄美らしい景観を演出するなど、景観モデル地区の形成を進めます。

＜奄美らしさを感じる自然と一体となった市街地の形成＞

- 奄美らしい自然を保全し、緑豊かな市街地環境を形成するため、御殿浜公園、おがみ山公園など市街地内及び市街地を取り囲む緑地や自然景観の保全・活用を図ります。

●その他（戦略的まちづくり方針「観光・交流」「文化・継承」「持続可能」）

- 商店街を一つのショッピングモールと見立て、訪れる人が快適に買い物を楽しんだり、奄美の人や文化と親しめる場の創出を図ります。
- 地域の賑わいや魅力を官民一体となって高めるとともに、効率的・効果的で持続可能なコンパクトなまちづくりを進めるため、地域をマネジメントする主体の確立やこれら主体を中心としたエリアマネジメントの実施、また民間との連携による PFI/PPP の取り組みの推進など、各主体との連携によるまちづくりを推進します。
- 末広港線について、新たな賑わいを演出するため、民間事業者と連携しながら道路空間を有効に活用するなどの取り組みを進めます。

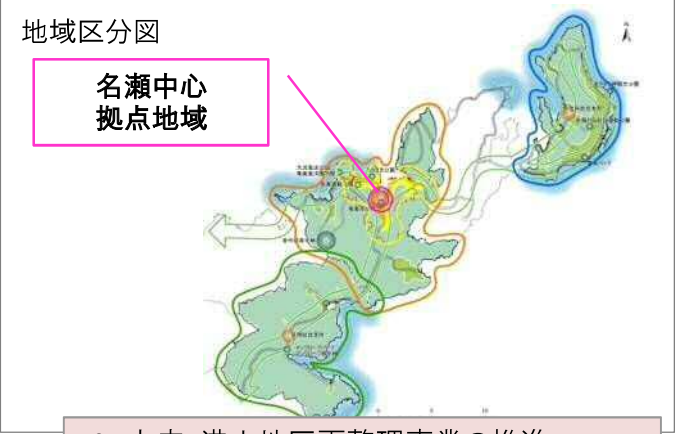
【中拠点地域のまちづくり構想図】

地域づくりのテーマ

♪いもーれ・Come もーれ・ゆていもーれ♪
コンパクトシティ「ゆらうまち」

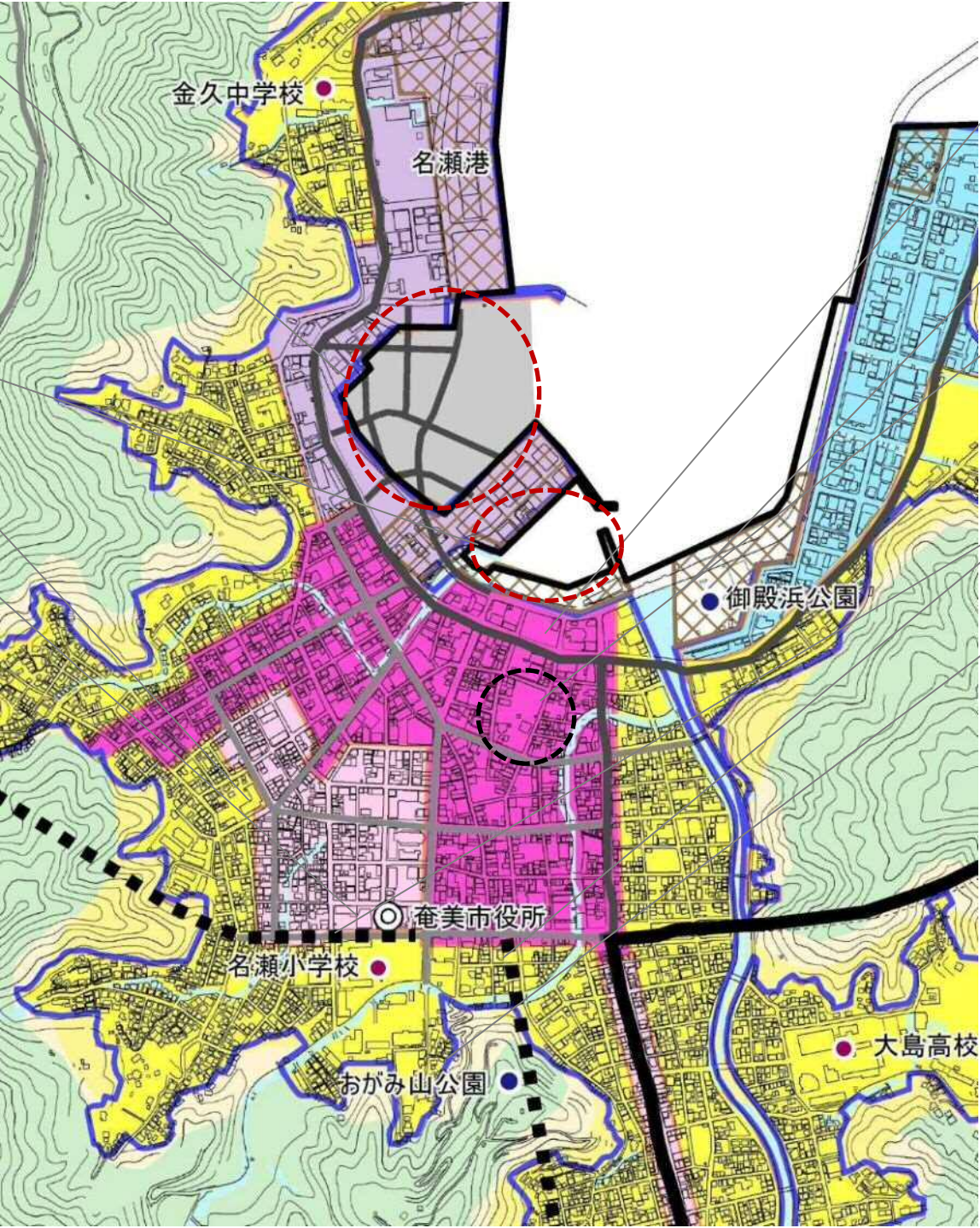
地域づくりの目標

- ◆ 人・もの・ことが集まり、それぞれが有機的に結ばれる魅力的な中心拠点の形成
- ◆ 住みたくなる・訪れたくなるコンパクトな中心拠点の形成



- 中心拠点と一体的な土地利用（都市機能用地の確保、交流拠点の整備）
- 用途地域等の指定や計画的な土地利用・市街地整備の検討
- 景観に配慮した道路・歩道の整備や中心拠点として一体的な歩行者ネットワークの構築
- 耐震岸壁や防災拠点となる緑地の整備
- 物流の促進、市街地の一体性の確保に向けて、各地域・拠点を結ぶ道路整備
- 都市機能用地の確保
- （仮）市民交流センターの整備
- 新庁舎の整備
- シンボル的な景観の演出（市役所 他）

- 地域全体に関する方針
- 商業基盤（駐車場・広場等）の整備
 - 土地の高度利用・複合利用
 - まち中居住の推進（都市型住宅整備、密集市街地の改善等）
 - 歩行者ネットワークの整備（回遊道路）
 - 幹線バスに接続する新たな公共交通の検討
 - 商業基盤（駐車場・広場、案内板等）の整備
 - 景観に配慮した市街地整備（道路修景等）
 - 核となる施設や交流・滞留空間を結ぶ歩行者ネットワークの整備
 - 奄美らしさを感じる空間整備
 - 民間事業者との連携やエリアマネジメント等の取り組みの推進



- 末広・港土地区画整理事業の推進
- 末広・港線の景観の演出
- エリアマネジメント、官民連携事業の検討
- 自然環境の保全・活用
- 眺望・自然景観の保全
- （仮）子育て・保健・福祉複合施設の整備
- バスターミナルの整備
- 子育て支援・バスターミナル等と一体となった公園の整備
- おがみ山バイパス、（仮）三儀山バイパス整備に併せた市街地整備の検討
- 自然環境の保全・活用
- 眺望・自然景観の保全

凡例

- 土地利用および地域整備の方針
- 施設整備の方針（道路・交通）
 - 施設整備の方針（その他地域環境）
 - その他（戦略の方針）

	用途地域界		観光地
	臨港区域		学校
・用途地域			広域ネットワーク
	第一種中高層住居専用地域		都市・地域間ネットワーク
	第二種中高層住居専用地域		その他道路
	第一種住居地域		都市地域（市街地）
	近隣商業地域		集落地域
	商業地域		農用地区域
	準工業地域		森林地域
	工業地域		

2-2. 名瀬市街地地域（名瀬都市計画区域）

（1）名瀬市街地地域の現況と課題

①地域の現況

●人口

- 平成27年の人口及び世帯は約30,200人、13,490世帯で、平成12年の38,400人、13,708世帯と比べ減少（H12基準：人口13%、世帯2%減少）
- 平成27年の高齢化率は25%で、全地域の中で最も低い
- 都市計画区域の人口構成をみると、用途地域内に98.0%（H22、中心拠点地域を含む）の人口が集積し、可住地人口密度は131.6人／haとコンパクトにまとまった高密度な市街地を形成

●土地利用・市街地

- 名瀬都市計画区域の用途地域の土地利用は、都市的土地利用92.6%、自然的土地利用が7.4%で市街地を形成
- 用途地域外の土地利用は、都市的土地利用7.8%、自然的土地利用が92.2%で、山林87.0%と大部分を占める
- 都市施設の整備状況は、都市計画公園は整備済み、都市計画道路も一部路線を除いて整備済みであり、今後は維持管理が重要
- 朝仁地区を除いて、徒歩圏内に医療・福祉・商業・児童福祉・金融施設等の生活サービス機能が立地しており生活サービスと居住地が一体となった市街地を形成
- 用途地域縁辺部、都市計画区域縁辺部の一部の地区において開発が進む

●道路・交通

- 市内唯一のバス会社である株式会社しまバスが運行し、多くの系統が中心拠点を発着、経由し周辺の市街地を走り公共交通の利便性は高い

●その他都市環境

- おがみ山公園、大浜海浜公園、あかざき公園など、奄美の特徴を表す豊かな自然環境が市街地に近接して分布
- 名瀬運動公園などスポーツキャンプや各種イベント等で利用

●その他

- 高密度な市街地を形成してきたが、近年は人口減少が進み、空き家・空き床・空き地等の増加が問題
- 市街地の広い範囲で津波浸水想定区域が指定されており対策が求められる

②地域の位置づけ

- 全体構想において、市街地ゾーンに位置づけており、大浜海浜公園、あかざき公園の「観光・交流拠点」に隣接する、名瀬地域の居住の中心地
- また、奄美市の「中心拠点」名瀬港湾等の海の玄関口と一体となった市街地で、「しま」の都市軸に位置づけられた市街地の一体性を構築する地区
- その他、“多くの市民で賑わう「商業・サービスの中心地」”“「総合的なくらしやすさ」を提供するまち”（アンケート調査）、「子育てしやすい地域づくり」「若者があふれる地域づくり」（ワークショップ）、の役割等が求められる地域

③地域の主要課題

＜奄美の中心的な居住の場の維持＞

- 奄美市及び名瀬地域の居住の中心となる本地域において、これからも様々な人が住み・活動し・賑わいを形成する居住地を維持していくため、中心拠点と連続する市街地、小宿地区及び朝日地区それぞれの個性を活かしながら住みよい場・住みたくなる場の創出を図ることが必要
- 急激な人口減少、高齢化が進む中、過度に車に頼らず歩いて暮らせるまちづくりなど、都市構造の転換が求められる。特に人口減少によりこれまでの生活サービスが維持できなくなることが予想されることから、人口の維持や利便性の高い都市構造の形成に向けて、複合的な土地・建物利用を図るなど、都市及び地域の持続可能性を踏まえた取り組みが必要

＜未来の地域づくりを目指した計画的な都市のリノベーション＞

- すでにコンパクトにまとまった市街地が形成されてきたが、人口減少が進み都市の再編が進むことを踏まえ、安全・安心・快適な市街地形成に向けて取り組むことが課題
- これまで整備された道路・公園等の都市施設を有効に活用するとともに、公共・公益施設をはじめとした生活関連・地域交流施設の統廃合を進め、持続可能な都市づくりを進めることが課題

（２）名瀬市街地地域のまちづくり構想

①地域づくりのテーマ

個性を活かし・紡ぎながらシンカし続ける地域

②地域づくりの基本目標

個性 交流

都市のマネジメントを通じ、深化し続ける地域づくり（都市の価値を高める地域づくり）

- ・奄美らしい景観や街並みの創出など、地域住民主体の取り組みによる都市（地区）の価値の創出を図ります。
- ・それぞれの地区が持つ居住の特性を生かし、それらをつなぐことで奄美らしいコンパクトな市街地形成を進めます。

共生 定住

都市リノベーションを通じ、進化し続ける地域づくり

- ・奄美市の居住の中心地として、人が住み・活動し・賑わいを形成する居住地を維持していくため、地区の個性を活かしながら住みよい場・住みたくなる場の創出を図ります。
- ・新たな都市施設整備や密集市街地の改善等を通じた都市の再構築など、良好な市街地環境の形成を進めます。
- ・観光機能、港湾機能、交流機能と連携し、中心拠点地域と一体となった都市型居住地区の形成を進めます。

③地域づくりの整備方針

●土地利用及び地域整備の方針

中心拠点地区周辺（名瀬小学校区、奄美小学校区、伊津部小学校区周辺）

<複合的な土地の活用による都市活力の形成と居住の推進>

- 中心拠点と一体となった居住地として、港湾業務機能が集積した産業拠点や文化機能、医療・福祉機能が立地する公共サービス拠点等の地区特性と連携し、賑わいのある都市型居住の場（表現確認）としての市街地の再編を進めます。
- 県道名瀬瀬戸内線沿道については、名瀬港を玄関口とした観光機能や奄美文化センターを拠点とした交流機能及び港湾機能の連携とともに、各地区の身近な生活サービスを確保する場として、住商複合の土地利用を進めます。
- 小浜地区の埋め立て地については、中心拠点を補完する商業・業務等の沿道サービス複合地として、住商複合の土地利用を進めます。
- 国道５８号沿道については、限られた土地の中で各地区の身近な生活サービスを維持していくため、一定規模の商業・業務機能を維持・誘導するなど住商複合の土地利用を進めます。また、県立図書館、教育施設、医療施設が集積する地区であることから、アクセス性の向上とともに、都市施設等の再整備にあわせた住環境の改善を進めます。

<市街地の再構築>

- 新規道路整備が計画される市街地中心部、真名津地区について、住宅地の誘導に向けて、沿道地区を中心に市街地整備や用途地域の指定など、土地利用の検討を進めます。
- 狭隘道路などが残る密集市街地などにおいて、安全・安心で良好な市街地環境の形成や地域の定住促進に向けて、都市基盤整備と併せ市街地の再整備を進めます。
- 山裾地区等の土砂災害危険区域では、県と連携し防災対策工事を進める他、災害危険個所における市街化の抑制やがけ地近接住宅等移転事業等の促進に努めます。

<名瀬港湾地区等の港湾機能の強化>

- 名瀬港湾岸地区について、港湾業務関連用地として、港湾業務関連及び産業系土地利用を集約配置を図ります。また、既存産業の活性化と同時に新たな基幹産業の育成、開発を誘導し、港湾機能の拡充を図ります。

小宿小学校区周辺**<海を望む郊外住宅地として良好な居住環境の維持・形成と生活利便性の向上>**

- 限られた土地の中で小宿地区、朝仁地区の身近な生活サービスを維持していくため、県道名瀬瀬戸内線沿道周辺において、一定規模の商業・業務機能を維持・誘導するなど住商複合の土地利用を進めます。
- 海辺の閑静な住宅地が広がる沿岸部や基盤整備が進む市街地については、良好な居住環境の維持、向上を図ります。
- 小宿南西部地区をはじめ狭い道路や基盤整備が遅れている地区については、住環境の改善を行う他、新規道路整備の整備にあわせた市街地整備など、段階的な整備を進めます。
- 将来、バイパス整備が予定される地区では、沿道地区を中心に市街地整備や用途地域の指定など、土地利用の検討を進めます。

朝日小学校区周辺**<良好な居住環境の維持・形成と生活利便性の向上>**

- 当地区及び周辺集落地の身近な生活サービスを維持していくため、国道58号、県道名瀬龍郷線等の沿道において、一定規模の商業・業務機能や沿道サービス施設を維持・誘導し生活拠点を形成するなど住商複合の土地利用を進めます。
- 大熊地区をはじめ区画整理事業等の実施により基盤整備が充実した市街地については、良好な居住環境の維持、向上を図ります。
- 将来、バイパス整備が予定される地区では、沿道地区を中心に市街地整備や用途地域の指定など、土地利用の検討を進めます。

<地域産業の維持・創出>

- 教育文化機能、福祉機能や大熊漁港をはじめ、地域産業の維持を図ります。
- 大熊漁港などの漁港周辺地区は、水産業関連施設用地として位置づけ、既存の水産業関連機能の高度化を図るとともに、6次産業など観光や商業と結びついた地域資源活用型産業の育成を誘導します。

<用途地域外の計画的な土地利用の推進>

- 用途地域縁辺部や用途地域外等の道路沿道で開発が進む地区について、計画的な土地利用の推進や良好な住環境の形成及び自然環境の保全を図るため、用途地域の指定や都市計画区域等の見直しを進めます。

地域全体

＜その他計画的な土地利用等の誘導＞

- 世界自然遺産登録に向けた取り組みを進めていますが、登録後は観光需要や開発圧力等の増加が想定されます。このため、計画的な土地利用を進めるため、自然公園法等既存の法規制、景観法に基づく景観計画や景観条例等の検討に加え、必要に応じて用途地域の見直しを進めます。

●施設整備の方針：道路・交通

＜地域連携や観光交流の促進＞

- 国道５８号、県道名瀬瀬戸内線、県道名瀬龍郷線等については、各拠点、地域間を結び連携や交流を促進するネットワークとして、また災害時の緊急輸送道路として道路機能の強化に努めます。
- 観光客をはじめ、訪れる人の回遊性を高めるため、交通環境の充実や情報・案内板の設置を図ります。

＜市街地へのアクセス性の強化＞

- 中心拠点へのアクセスの強化、市街地内の円滑・快適な道路交通環境の確保を図る国道５８号おがみ山バイパス、(仮称)三儀山バイパス、(仮称)有良・大熊バイパスについて、整備の実現に向けた取り組みを進めます。

＜安全・安心・快適な歩行者空間の確保＞

- 居住の中心地として、誰もが安全・安心・快適に過ごせる場として、歩行者空間の整備を進めます。

●施設整備の方針：その他地域環境

＜観光・交流拠点の形成＞

- 名瀬運動公園について、市民のレクリエーションに加え、新たな観光交流を促進するスポーツアイランド構想の実現に向けて、施設の再整備、施設周辺整備の検討を進めます。

＜自然環境・自然景観の保全＞

- 奄美らしい自然を保全し、緑豊かな市街地環境を形成するため、朝仁海岸など市街地内及び市街地を取り囲む緑地や自然景観の保全・活用を図ります。
- 大浜海浜公園（大浜海岸）、あかざき公園など市街地に近接する緑地、公園について、都市と自然の交流を図る良好な自然環境として保全・活用を図ります。
- 国道５８号、県道名瀬瀬戸内線、県道名瀬龍郷線等沿道の観光交流軸や大浜海浜公園等について、眺望景観の保全を図ります。

●その他（戦略的まちづくり方針「観光・交流」「文化・継承」「持続可能」）

- 大浜海浜公園及びその周辺について、奄美の特徴ある自然環境を保護するとともに、知のフィールド、アイランドセラピーなど、楽しみ・学び・癒しを体験できる新たな観光交流を促進する場として、施設の再整備、施設周辺整備の検討を進めます。



【名瀬市街地地域のまちづくり構想図】

地域づくりのテーマ

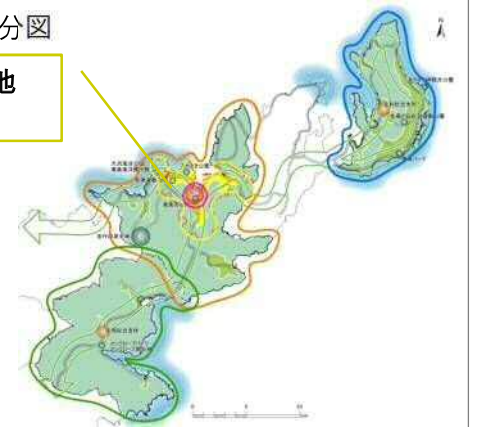
個性を活かし・紡ぎながらシンカし続ける地域

地域づくりの目標

- ◆ 都市のマネジメントを通じ、深化し続ける地域づくり
- ◆ 都市リノベーションを通じ、進化し続ける地域づくり

地域区分図

名瀬市街地
地域



中心拠点周辺(名瀬・奄美・伊津部小学校区周辺)

- 山裾の災害危険区域について、防災対策工事の実施やげ地近接住宅等移転事業等の促進(地区全体)
- 密集市街地の改善(地区全体)

- 観光機能、港湾機能、交流機能と連携し、中心拠点と一体となった都市型居住地の形成

- 住商複合の土地利用の推進(名瀬瀬戸内線)

- 中心拠点を補完する沿道サービス地として、住商複合の土地利用の推進(小浜地区)

- 港湾業務関連及び産業系土地利用を集約配置

- 港湾機能の拡充

- 広域幹線道路の整備

小宿小学校区周辺

- 自然環境の保全・活用
- 眺望・自然景観の保全

- 施設の再整備、施設周辺整備の検討

- 地区の生活拠点となる住商複合の土地利用の推進(名瀬瀬戸内線の沿道)

- 道路整備に併せた土地利用及び小宿土地区画整理事業の検討

- スポーツアイランド構想の実現に向けた、施設の再整備、施設周辺整備の検討

- (仮称)三儀山バイパス整備の取り組み

- 定住促進に向けた、良好な居住環境を維持(地区全体)

朝日小学校区周辺

- 道路整備に併せた土地利用の検討

- (仮)有良・大熊バイパス整備の取り組み

- 産業関連機能の高度化、地域資源活用型産業の育成

- 地区の生活拠点となる住商複合の土地利用の推進(国道58号、県道名瀬龍郷線等の沿道)

- 適正な土地利用の規制・誘導の検討など(用途地域縁辺部)

- 定住促進に向けた、良好な居住環境を維持(地区全体)

中心拠点周辺(名瀬・奄美・伊津部小学校区周辺)

- 住商複合の土地利用の推進(国道58号等の沿道)

- おがみ山バイパス整備の取り組み

- 道路整備に併せた土地利用の検討(真名津地区)

- 文化、医療・福祉、教育機能と連携し、中心拠点と一体となった都市型居住地の形成(地区全体)

地域全体に関する方針

- 無秩序な開発を抑制するため計画的な土地利用の推進

- 広域連携道路、都市・地域間連携道路の機能維持・強化(国道58号、名瀬瀬戸内線、名瀬龍郷線)

- 観光案内板、観光基盤の整備

- 自然環境の保全

- 眺望・自然景観の保全

土地利用および地域整備の方針

施設整備の方針(道路・交通)

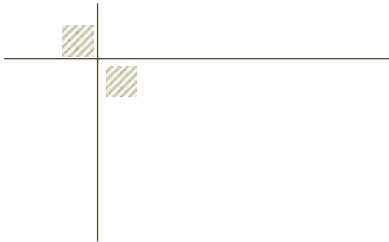
施設整備の方針(その他地域環境)

その他(戦略的方針)

凡例

	用途地域界
	都市計画区域
・用途地域	
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

	中心拠点
	観光・交流拠点
	観光地
	学校
	海のゲート(名瀬港・マリンタウン地区)
	まちのゲート
	「しま」の軸
	自然・レクリエーション軸
	広域ネットワーク
	都市・地域間ネットワーク
	その他道路
	都市地域(市街地)
	集落地域
	農用地域
	森林地域



2-3. 名瀬自然共生地域（都市計画区域外）

（1）名瀬自然共生地域の現況と課題

①地域の現況

●人口

- 平成27年の人口及び世帯は約2,097人、900世帯で、平成12年の2,504人、962世帯と比べ減少（H12基準：人口16%、世帯7%減少）
- 平成27年の高齢化率は41%で非常に高い

●土地利用・市街地及び集落地域

- 芦花部地区、有良地区、知名瀬地区、根瀬部地区、朝戸地区、伊津部勝地区、小湊地区、崎原地区に集落が分布
- 都市計画区域外では医療施設の立地はなく、通院等の生活サービスの享受は名瀬地域への移動が主となる

●道路・交通

- 県道名瀬龍郷線、県道名瀬瀬戸内線、国道58号、県道小湊朝戸線、及び崎原を結ぶ市道をしまバスが運行するが、利用率は低い
- アンケート調査においても地域公共交通の利便性の満足度は低い

●その他都市環境

- 金作原原生林など、世界に誇れる自然環境や本場奄美大島紬泥染公園など観光交流機能が分布
- 奄美看護福祉専門学校が立地

●その他

- 人口減少により、地域行事の継承が出来なくなる他、空き家・空き地等の増加が問題
- 国道、県道が災害時の緊急輸送路に指定されるが、集中豪雨等が発生した際には道路の冠水等が発生

②地域の位置づけ

- 全体構想において、地域の大部分は自然環境ゾーンに位置づけており、金作原生林をはじめとした「観光・交流拠点」が分布するなど、奄美の特徴ある豊かな自然が広がる地域

③地域の主要課題

＜生活サービスの利便性の維持・向上＞

- 生活サービスの利便性を維持するため、名瀬地域等への公共交通機能の充実をはじめとした移動の利便性の確保
- 学校、公民館等を核として、地域コミュニティの維持や生活サービスの維持・確保を図るなど、地域の持続可能性を踏まえた取り組みが課題

＜自然を活かした地域づくりと交流人口の拡大による地域の活性化＞

- 地域の定住人口及び交流人口を増やしていくため、世界自然遺産登録に向けた取り組みを通じ、名瀬地域の自然資源を活かし、滞在型の観光振興に向けた取り組みの推進が課題

＜災害に強い地域づくり＞

- 災害時の緊急輸送道路ネットワークの維持や集落の孤立化を防ぐなど、災害時の防災、減災に向けたハード・ソフトの取り組みが課題

（２）名瀬自然共生地域のまちづくり構想

①地域づくりのテーマ

都市と自然を紡ぎ、豊かな暮らしを実感できる地域

②地域づくりの基本目標

個性 交流

自然と文化が紡いできた魅力を活かした地域づくり

- そこにある自然や文化など地域の風土を守り、育てることにより地域の魅力を高めます。
- 金作原原生林をはじめ、奄美固有の自然環境や生態系が残る美しい自然を保全・活用した地域づくりを進めます。

共生 定住

自然と共生した豊かな暮らしを実感できる地域づくり

- 名瀬地域の連携を強化するとともに、集落の核となる施設・地区においてハード・ソフトの取り組みによる生活サービスの維持・創出を図ります。
- 自然環境と調和した暮らしの魅力が共存した生活環境づくりを進めます。

③地域づくりの整備方針

●土地利用及び地域整備の方針

<生活サービスの利便性の維持・向上>

- 芦花部・有良、小湊地区周辺住民の生活サービスの利便性を維持・向上するため、集落の核となる施設やその周辺において、都市機能の誘導や複合的な施設利用（小さな拠点等）の推進を図ります。
- 小湊地区について、奄美看護福祉専門学校の立地を活かし地区の活力を高めるため、健康・医療・福祉・教育等の連携により地域のつながりの強化を進めます。
- 生活サービスの利便性を維持・向上するため、学校、公民館等を中心として、訪問販売・サービス等のソフト施策との連携の他、地域を支える新たな交通体系との連携を進めます。

<自然と調和した農業集落の保全>

- 各集落や河川流域等の平野部に広がる優良な農地や丘陵地に分布する農地については、営農環境を維持するため、その保全を図ります。また、農地と集落地が一体となった魅力ある農村景観の創出を図ります。

<その他計画的な土地利用等の誘導>

- 世界自然遺産登録に向けた取り組みを進めていますが、登録後は観光需要や開発圧力等の増加が想定されます。このため、奄美の自然やその生態系の保全を第一に、自然公園法等による自然の保護や利用に加え、景観法に基づく景観計画や景観条例等の検討により適正な土地利用の規制・誘導を図ります。
- 他方、地域の活力や賑わいを高めていくため、関係機関との調整により、必要な施設の誘導など、計画的な土地利用の推進を図ります。
- 地域コミュニティの維持や地域の安全性を維持するとともに、交流人口の増加を進めるため、空き家・空き地の活用策の検討を進めます。

●施設整備の方針：道路・交通

<地域連携や観光交流の促進>

- 国道58号、県道名瀬龍郷線、県道名瀬瀬戸内線、県道小湊朝戸線、及び崎原を結ぶ市道について、各拠点、地域間を結び連携や交流を促進するネットワークとして、また災害時の緊急輸送道路として道路機能の強化に努めます。

- 観光客をはじめ、訪れる人の回遊性を高めるため、交通環境の充実や情報・案内板の設置を図ります。

＜生活サービスの利便性の維持・向上＞

- 地域住民の生活サービスの利便性を維持・向上するため、デマンドバスや乗り合いタクシー等の新たな交通手段を検討します。

●施設整備の方針：その他地域環境

＜観光・交流拠点の形成＞

- 金作原原生林など、奄美の特徴ある自然環境を有し、観光拠点として活用が図れる拠点地区については、その自然環境を保護するとともに、観光地としての活用に向けた整備を推進します。

＜自然環境・自然景観の保全＞

- 国道58号、県道名瀬龍郷線、県道名瀬瀬戸内線沿道等の観光交流軸や大浜海浜公園周辺について、眺望景観をはじめとした、美しく豊かな自然景観の保全を図ります。

●その他（戦略的まちづくり方針「観光・交流」「文化・継承」「持続可能」）

- 「小湊フワガネク遺跡」及びその周辺について、個性豊かな文化・景観の保全を図るため、景観計画の策定による取り組みの他、まちなみ環境保全、文化財保護法に基づく取り組みの検討を進めます。
- 地域産業や観光産業の振興を図り地域活力を高めるため、小湊の市民農園等の活動をはじめ、グリーンツーリズム等による農村のライフスタイルを実感できる体験メニューの開発など都市と農村の交流を促進します。
- ブルーツーリズム、エコツーリズム、ヘルスツーリズム等、体験型の観光の振興により、都市と地域の交流を促進します。

【名瀬自然共生地域のまちづくり構想図】

地域区分図

名瀬自然共生
地域



地域づくりのテーマ

都市と自然を紡ぎ、豊かな暮らしを実感できる地域

● 地域生活を支える核(小さな拠点)の整備

● (仮)有良・大熊バイパス整備の取り組み

地域づくりの目標

- ◆ 自然と文化が紡いできた魅力を活かした地域づくり
- ◆ 自然と共生した豊かな暮らしを実感できる地域づくり

地域全体に関する方針

- 地域生活を支える核と新たな交通体系の連携
- 営農環境の維持・保全
- 農地と集落地が一体となった魅力ある農村景観の創出
- 無秩序な開発を抑制するため計画的な土地利用の推進
- 空き家・空き地の活用検討
- 広域連携道路、都市・地域間連携道路の機能維持・強化
- 観光案内板、観光基盤の整備
- 地域・拠点・集落を結ぶ新たな交通手段の検討
- 眺望・自然景観の保全
- 都市と農村の交流促進(各種ツーリズムの推進)

● 観光基盤整備の推進

● 自然環境の保全・活用

● 農地と集落地が一体となった魅力ある農村景観の創出

● 地域生活を支える核(小さな拠点)の整備

● 健康・医療・福祉・教育等の連携により地域のつながりの強化

● 景観計画の策定、まちなみ環境保全、文化財保護法に基づく取り組みの検討

● 市民農園等、都市と農村の交流促進

凡例

土地利用および地域整備の方針

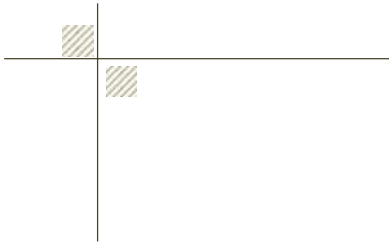
施設整備の方針(道路・交通)

施設整備の方針(その他地域環境)

その他(戦略的方針)

●	中心拠点
●	観光・交流拠点
●	観光地
●	学校
●	海のゲート(名瀬港・マリンタウン地区)
●	まちのゲート

→	「しま」の軸
→	自然・レクリエーション軸
→	広域ネットワーク
→	都市・地域間ネットワーク
→	その他道路
→	都市地域(市街地)
→	集落地域
→	農用地区域
→	森林地域
→	都市計画区域



2-4. 住用地域

(1) 住用地域の現況と課題

①地域の現況

●人口

- 平成27年の人口及び世帯は1,292人、625世帯で、平成12年の1,906人、783世帯と比べ大きく減少（H12基準：人口32%、世帯20%減少）
- 平成27年の高齢化率は41%で非常に高い

●土地利用・市街地及び集落地域

- 国道58号、県道、海岸部に集落地が形成され、金久田川、川内川、住用川、役勝川流域沿い等に農地が分布する他は、豊かな山林に囲まれた地域
- 買い物、通院等の生活サービスの享受は名瀬地域への移動が主となり、アンケート調査においても日常の買い物利便性の満足度は低い（診療所1件、商店1店が立地するのみ）

●道路・交通

- 国道、県道及び川内、東仲間地区等を結ぶ市道を軸にしまバスが運行するが、利用率は低い
- アンケート調査においても地域公共交通の利便性の満足度は低い

●その他都市環境

- マングローブ群生、モダマ自生地その他、穏やかな内海公園など、世界に誇れる自然環境が分布

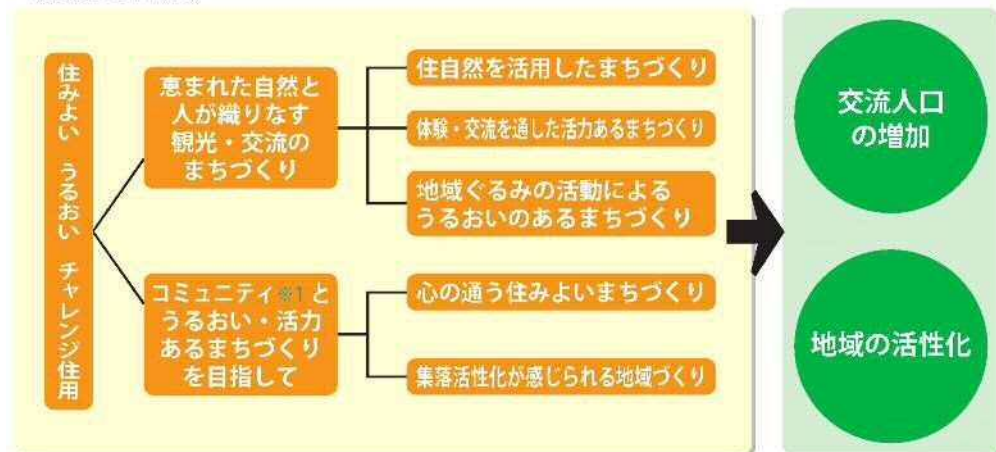
●その他

- 人口減少により、地域行事の継承が出来なくなる他、空き家・空き地等の増加が問題
- 国道、県道が災害時の緊急輸送路に指定されるが、集中豪雨等が発生した際には道路の冠水等が発生

②地域の位置づけ

- 全体構想において、住用地域の「地域拠点」、マングローブ原生林をはじめとした「観光・交流拠点」が分布する他、奄美固有の豊かな自然が広がる地域
- 奄美市総合計画において、重点プロジェクトとして「住みよい うるおい チャレンジ住用」を位置づけ

《施策の体系》



出典：奄美市総合計画

- その他、“豊かな自然を活かした「自然と共生するまち」”(アンケート調査)、「観光振興」「自然環境を活かした地域づくり」(ワークショップ)、「若者の定住」(ワークショップ) の役割等が求められる地域

③地域の主要課題

＜生活サービスの利便性の維持・向上＞

- 生活サービスの利便性を維持するため、名瀬地域等への公共交通機能の充実をはじめとした移動の利便性の確保
- 道の駅、総合支所周辺において、複合的な土地・建物利用を図るなど、都市及び地域の持続可能性を踏まえた取り組みが必要

＜自然を活かした地域づくりと交流人口の拡大による地域の活性化＞

- 地域の定住人口及び交流人口を増やしていくため、世界自然遺産登録に向けた取り組みを通じ、住用地域の自然資源を活かし、滞在型の観光振興に向けた取り組みの推進が必要

＜災害に強い地域づくり＞

- 災害時の緊急輸送道路ネットワークの維持や集落の孤立化を防ぐなど、災害時の防災、減災に向けたハード・ソフトの取り組みが必要

(2) 住用地域のまちづくり構想

①地域づくりのテーマ

人・自然・観光の豊かさを感じる
いつまでも住みよい町 住用

②地域づくりの基本目標

個性 交流

豊かな自然が織りなす魅力を活かした地域づくり

- ・地域活力の維持・創出に向けて、自然を活かした観光交流の更なる展開を図ります。
- ・交通環境や情報発信機能の整備を進め、地域に分布する資源の連携を強化し、観光交流や産業振興を進めます。

共生 定住

みんなでつくるいつまでも住み続けられる地域づくり

- ・名瀬地域の連携を強化するとともに、住用地域の核となる施設及びその周辺においてハード・ソフトの取り組みによる生活サービスの維持・創出を図ります。
- ・災害に強い地域づくりを進め、住み続けられる地域づくりを進めます。

③地域づくりの整備方針

●土地利用及び地域整備の方針

<生活サービスの利便性の維持・向上>

- 地域住民の生活サービスの利便性を維持・向上するため、住用総合支所周辺において都市機能の誘導や複合的な施設利用の推進を図ります。
- 道の駅奄美大島住用・黒潮の森マングローブパーク、内海公園周辺について、観光交流機能に加え、地域住民の生活サービス機能の充実をはじめ、地域生活を支える複合的な核施設（小さな拠点等）、公共交通の乗り継ぎ拠点として利用を図ります。
- 生活サービスの利便性を維持・向上するため、核となる施設の機能強化や施設の誘導に加え、訪問販売・サービス等のソフト施策との連携の他、地域を支える新たな交通体系との連携を進めます。

<自然と調和した農村集落の保全>

- 丘陵地や金久田川、川内川流域等の平野部に広がる優良な農地については、営農環境を維持するため、その保全を図ります。また、農地と集落地が一体となった魅力ある農村景観の創出を図ります。

<その他計画的な土地利用等の誘導>

- 世界自然遺産登録に向けた取り組みを進めていますが、登録後は観光需要や開発圧力等の増加が想定されます。このため、奄美の自然やその生態系の保全を第一に、自然公園法等による自然の保護や利用に加え、景観法に基づく景観計画や景観条例等の検討により適正な土地利用の規制・誘導を図ります。
- 他方、地域の活力や賑わいを高めていくため、関係機関との調整により、必要な施設の誘導など、計画的な土地利用の推進を図ります。
- 地域コミュニティの維持や地域の安全性を維持するとともに、交流人口の増加を進めるため、空き家・空き地の活用策の検討を進めます。

●施設整備の方針：道路・交通

<地域連携や観光交流の促進>

- 国道58号、県道山間役勝線、県道湯湾新村線、市道山間市線等については、各拠点、地域間を結び連携や交流を促進するネットワークとして、また災害時の緊急輸送道路として道路機能の強化に努めます。

- 観光客をはじめ、訪れる人の回遊性を高めるため、交通環境の充実や情報・案内板の設置を図ります。

＜生活サービスの利便性の維持・向上＞

- 地域住民の生活サービスの利便性を維持・向上するため、デマンドバスや乗り合いタクシー等の新たな交通手段を検討します。

●施設整備の方針：その他地域環境

＜観光・交流拠点の形成＞

- マングローブパーク周辺について、訪れる人のレクリエーション機能の促進や地域の周遊や回遊性を高めるため、交流広場、遊歩道の整備を進めます。

＜自然環境・自然景観の保全＞

- 国道58号沿道の観光交流軸や内海公園、マングローブパーク周辺、フナギョの滝等について、眺望景観をはじめとした、美しく豊かな自然景観の保全を図ります。

●その他（戦略的まちづくり方針「観光・交流」「文化・継承」「持続可能」）

- マングローブパーク周辺について、国立公園へ訪れる人が奄美群島の地形や生物等の自然環境の多様性・固有性や、伝統的な人と自然との関わりを感じることができる交流・情報発信施設の整備を検討します。
- 地域産業や観光産業の振興を図り観光立島を進めるため、グリーンツーリズム等による農村のライフスタイルを実感できる体験メニューの開発など都市と農村の交流を促進します。
- ブルーツーリズム、エコツーリズム、ヘルスツーリズム等、体験型の観光の振興により、都市と地域の交流を促進します。



【住用地域のまちづくり構想図】

地域づくりのテーマ

人・自然・観光の豊かさをを感じる いつまでも住みよい町 住用

地域づくりの目標

- ◆ 豊かな自然が織りなす魅力を活かした地域づくり
- ◆ みんなでつくるいつまでも住み続けられる地域づくり

地域区分図



住用地域

- 都市機能の誘導や複合的な施設利用

- 地域生活を支える核(小さな拠点)の整備

- マングローブ等の景観を活かした交流、情報機能整備の検

- 交流広場、遊歩道の整備

- 眺望・自然景観の保全

- 農地と集落地が一体となった魅力ある田園景観の創出

地域全体に関する方針

- 地域生活を支える核と新たな交通体系の連携
- 無秩序な開発を抑制するため計画的な土地利用の推進
- 空き家・空き地の活用検討
- 広域連携道路、都市・地域間連携や災害に強い道路の機能維持・強化
- 観光案内板、観光基盤の整備
- 地域・拠点・集落を結ぶ新たな交通手段の検討
- 景観条例等による広域・都市・地域間ネットワークの修景保全
- 海岸・海辺、緑地の自然景観・眺望の保全・活用
- 都市と農村の交流促進(各種ツーリズムの推進)

凡例

土地利用および地域整備の方針

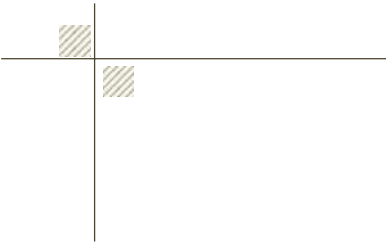
施設整備の方針(道路・交通)

施設整備の方針(その他地域環境)

その他(戦略的方針)

●	地域拠点
●	観光・交流拠点
●	観光地
●	学校
●	海のゲート(名瀬港・マリンタウン地区)

↔	「しま」の軸
→	自然・レクリエーション軸
—	広域ネットワーク
—	都市・地域間ネットワーク
—	その他道路
■	集落地域
■	農用地区域
■	森林地域



2-5. 笠利地域

(1) 笠利地域の現況と課題

①地域の現況

●人口

- 平成27年の人口及び世帯は5,648人、2,558世帯で、平成12年の6,977人、2,756世帯と比べ人口は大きく減少し、世帯数は微減となり核家族が進行（H12基準：人口19%、世帯7%減少）
- 平成27年の高齢化率は38%と非常に高く、高齢者のみの世帯の増加がうかがえる

●土地利用・市街地及び集落地域

- 赤木名地区に、総合支所、医療施設、商業施設等の都市機能が集積し、規模の大きな集落を形成しており、奄美大島北部の中心拠点としての役割を担う
- 国道58号、県道沿いの海岸部に多くの集落地が形成され、各集落には県や市の無形民俗文化財にも指定される伝統芸能が継承
- 地域の中央部には南北に山々が連なっており、地域東側には平地が広がり、さとうきびや畜産、亜熱帯果樹園を中心とした農業が営まれるなど、奄美本島の中でも農業が盛んな地域

●道路・交通

- 国道、県道及び東西地区を結ぶ市道を軸にしまバスが運行するが、利用率は低い
- 奄美の空の玄関口・奄美空港が立地し、観光や交流の起点となる地区
- アンケート調査においても地域公共交通の利便性の満足度は低い

●その他都市環境

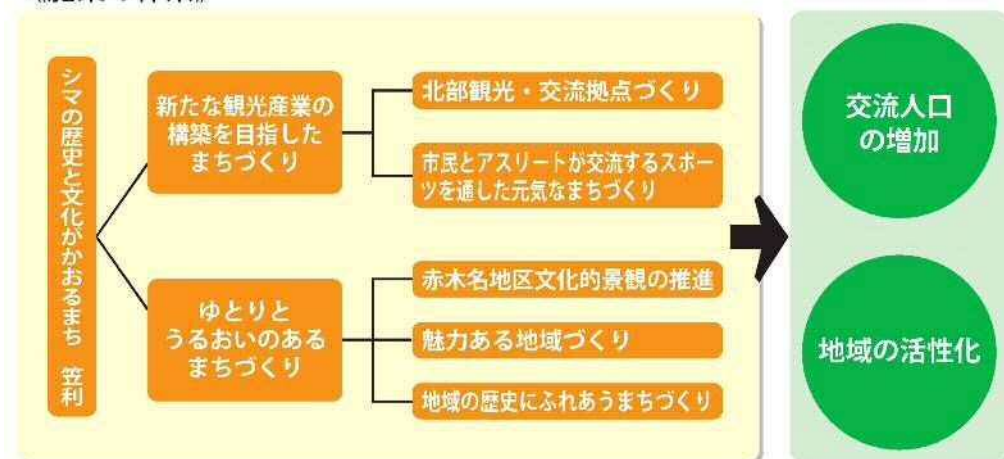
- あやまる岬観光公園、蒲生岬観光公園の他、土盛海岸、崎原ビーチなど、美しく豊かな水辺環境が分布し、マリンスポーツ等のレクリエーションも盛ん
- 古くから奄美大島の玄関口としての役割を担うとともに、赤木名城跡、宇宿貝塚史跡公園等が分布するほか、奄美パーク他、観光機能が立地

●その他

- 人口減少により、地域行事の継承が出来なくなる他、空き家・空き地等の増加が問題
- 他方、観光機能やU・I・Jターン者による若い人の店舗開業が進むなど、観光地としての魅力が高い

- 全体構想において、赤木名地域の「地域拠点」、あやまる岬、太陽が丘総合運動公園、奄美パークの「観光・交流拠点」や空の玄関口となる奄美空港が分布する他、海岸を軸とした豊かな自然が広がる地域
- 奄美市総合計画において、重点プロジェクトとして「シマの歴史と文化がかおるまち 笠利」を位置づけ

《施策の体系》



出典：奄美市総合計画

- その他、「海や山、また農業を活かした「食糧生産地」」「奄美大島の玄関口となるまち」(アンケート調査)、「自然や歴史を活かした地域づくり」「観光による賑わいや活力のある地域」、「若者の定住」(ワークショップ)の役割等が求められる地域

③地域の主要課題

＜生活サービスの利便性の維持・向上＞

- 生活サービスの利便性を維持するため、赤木名地区において、複合的な土地・建物利用を図るなど、都市及び地域の持続可能性を踏まえた取り組みが課題
- 地域の拠点となる赤木名地区をはじめ、各集落や地域を結ぶ公共交通機能の充実など、移動の利便性の確保

＜自然や文化を活かした交流人口の拡大による地域の活性化＞

- 地域の定住人口及び交流人口を増やしていくため、世界自然遺産登録に向けた取り組みを通じ、笠利地域の自然資源を活かし、回遊性が高く滞在型の観光振興に向けた取り組みの推進が課題

＜奄美の玄関口として回遊性の向上＞

- 本市の空の玄関口として、各地域、各拠点へ誘う取り組みが必要
- 奄美空港への近接性、マリンスポーツなどが楽しめる海に近い地域特性を活かし、戦略的に人・ものを誘致することが課題

(2) 笠利地域のまちづくり構想

① 地域づくりのテーマ

つながる はじまるまち 笠利

② 地域づくりの基本目標

個性 交流

彩りある集落（シマ）文化を住生活と観光に活かす地域づくり

- ・地域活力の維持・創出に向けて、自然や歴史を活かした観光交流の更なる展開を図ります。
- ・交通環境や情報発信機能の整備を進め、地域に分布する資源の連携を強化し、観光交流や産業振興を進めます。

共生 定住

人・集落（シマ）がつながり、自然と共生した豊かな暮らしを実感できる地域づくり

- ・赤木名地区や奄美空港を拠点に地域の生活サービスの利便性を高めます。
- ・拠点や集落の連携を強化するとともに、各集落が持つ歴史や魅力をつなぐことで、交流人口の拡大による地域の活性化を進めます。
- ・奄美空港への近接性、マリンスポーツなどが楽しめる海に近い地域特性を生かし、戦略的に人・ものを誘致し、地域の活力を高めます。

③地域づくりの整備方針

●土地利用及び地域整備の方針

<生活サービスの利便性の維持・向上>

- 地域住民の生活サービスの利便性を維持・向上するため、赤木名地区周辺において、都市機能の誘導や複合的な施設利用の推進を図ります。
- 奄美市 ICT プラザかさり、奄美市ひと・ものの交流プラザについて、観光交流機能に加え、地域住民の生活サービス機能の充実をはじめ、地域生活を支える複合的な核施設（小さな拠点等）として利用を図ります。
- 生活サービスの利便性を維持・向上するため、核となる施設の機能強化や施設の誘導に加え、訪問販売・サービス等のソフト施策との連携の他、地域を支える新たな交通体系との連携を進めます。

<自然と調和した農村集落の保全>

- 笠利地域東部を中心に広がる優良な農地については、農業の振興や営農環境を維持するため、その保全を図ります。また、農地と集落地が一体となった魅力ある農村景観の創出を図ります。

<その他計画的な土地利用等の誘導>

- 世界自然遺産登録に向けた取り組みを進めていますが、登録後は観光需要や開発圧力等の増加が想定されます。このため、奄美の自然やその生態系の保全を第一に、自然公園法等による自然の保護や利用に加え、景観法に基づく景観計画や景観条例等の検討により適正な土地利用の規制・誘導を図ります。
- 他方、地域の活力や賑わいを高めていくため、関係機関との調整により、必要な施設の誘導など、計画的な土地利用の推進を図ります。
- 地域コミュニティの維持や地域の安全性を維持するとともに、交流人口の増加を進めるため、空き家・空き地の活用策の検討を進めます。

●施設整備の方針：道路・交通

<地域連携や観光交流の促進>

- 国道58号、県道佐仁万屋赤木名線、県道佐仁赤木名線、県道龍郷奄美空港線等については、各拠点、地域間を結び連携や交流を促進するネットワークとして、また災害時の緊急輸送道路として道路機能の強化に努めます。
- 観光客をはじめ、訪れる人の回遊性を高めるため、交通環境の充実や情報・案内板の設置を図ります。

＜生活サービスの利便性の維持・向上＞

- 地域住民の生活サービスの利便性を維持・向上や集落間の連携を強化するため、デマンドバスや乗り合いタクシー等の新たな交通手段を検討します。

●施設整備の方針：その他地域環境

＜観光・交流拠点の形成＞

- あやまる岬観光公園周辺について、訪れる人のレクリエーション機能の促進や地域の周遊や回遊性を高めるため、施設の維持・改修を進めます。
- 太陽が丘運動公園等については、スポーツアイランド構想を踏まえ、奄美をスポーツマーケットとして情報発信したり、利用者呼び込む新たなリーディング産業の推進を図ります。このため、市民の健康増進、レクリエーション利用のニーズ、また、島外からの観光客やスポーツ合宿のニーズの高まりに対応し、より質の高い施設環境の提供、利用促進を目指し施設の再整備、施設周辺整備の検討を進めます。

＜自然環境・自然景観の保全＞

- 国道58号、各県道など奄美空港から各拠点等を結ぶ沿道の観光交流軸やあやまる岬観光公園、蒲生崎観光公園及び地域に分布する海岸周辺について、眺望景観をはじめとした、美しく豊かな自然景観の保全を図ります。

＜個性豊かな「シマ」「文化」景観の保全＞

- 国指定史跡「赤木名城跡」及びその周辺について、集落（シマ）の景観の保全を図るため、景観計画の策定による取り組みの他、まちなみ環境保全、文化財保護法に基づく「文化的景観」の取り組みの検討を進めます。

●その他（戦略的まちづくり方針「観光・交流」「文化・継承」「持続可能」）

- 奄美の自然や文化を体験できるフィールドミュージアムの形成に向けて、地域に点在する自然や文化資源及び人の連携を図ります。
- 奄美パークについて、本市の観光拠点として、訪れる人を惹きつけ、各拠点等へ誘う施設として、情報発信機能、交流機能等を強化します。また、地域住民が交流し奄美の文化を継承する拠点として、イベント空間としての活用や必要な機能の整備を図ります。
- 人口減少が進む中で、集落（シマ）文化を継承していくため、集落ごとの連携や住む人・訪れる人の交流促進を進めます。

- 地域産業や観光産業の振興を図り観光立島を進めるため、グリーンツーリズム等による農村のライフスタイルを実感できる体験メニューの開発など都市と農村の交流を促進します。
- ブルーツーリズム、エコツーリズム、ヘルスツーリズム等、体験型の観光の振興により、都市と地域の交流を促進します。

【笠利地域のまちづくり構想図】

地域づくりのテーマ

つながる はじまるまち 笠利

地域づくりの目標

- ◆ 彩りある集落(シマ)文化を住生活と観光に活かす地域づくり
- ◆ 人・集落(シマ)がつながり、自然と共生した豊かな暮らしを実感できる地域づくり

● 都市機能の誘導や複合的な施設利用

● 文化的景観の検討

地域全体に関する方針

● 地域生活を支える核と新たな交通体系の連携

● 無秩序な開発を抑制するため計画的な土地利用の推進

● 空き家・空き地の活用検討

● 広域連携道路、都市・地域間連携道路の機能維持・強化

● 観光案内板、観光基盤の整備

● 地域・拠点・集落を結ぶ新たな交通手段の検討

● 景観条例等による広域・都市・地域間ネットワークの修景保全

● 海岸・海辺の自然景観・眺望の保全・活用

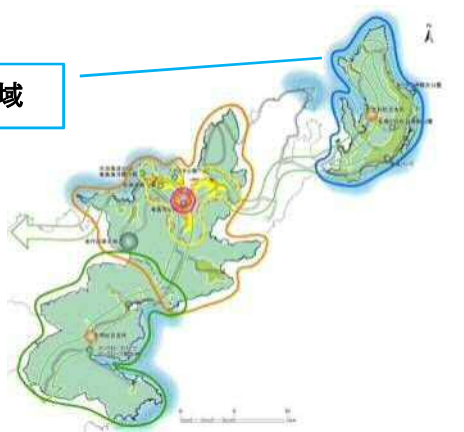
● 都市と農村の交流促進(各種ツーリズムの推進)

	地域拠点
	観光・交流拠点
	観光地
	学校
	空のゲート(奄美空港)
	「しま」の軸
	自然・レクリエーション軸
	広域ネットワーク
	都市・地域間ネットワーク
	その他道路
	集落地域
	農用地区域
	森林地域



地域区分図

笠利地域



● レクリエーション拠点としての施設整備

● 農村景観の保全

● スポーツアイランド構想の推進に向けた施設整備

● 地域生活を支える核(小さな拠点)の整備

● 観光・交流拠点としての機能強化

● 地域生活を支える核(小さな拠点)の整備

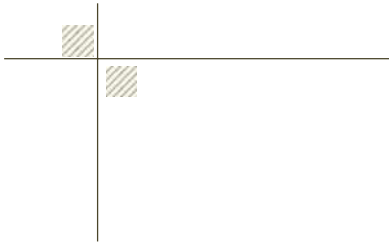
凡例

土地利用および地域整備の方針

施設整備の方針(道路・交通)

施設整備の方針(その他地域環境)

その他(戦略的方針)



序 章	はじめに 1. 都市計画マスタープランとは 2. 計画の位置づけ 3. 計画の構成 4. 策定体制
第1章	都市づくりの課題 1. 上位・関連計画の位置づけ 2. 現況・市民アンケートからみる都市の問題点 3. 都市づくりの課題
第2章	都市づくりの基本構想 1. 都市づくりの理念 2. 都市づくりの目標 3. 将来都市構造
第3章	分野別方針 1. 土地利用の方針 2. 市街地整備の方針 3. 道路・交通整備の方針 4. 公園・緑地整備の方針 5. 上・下水道整備の方針 6. 名瀬港湾整備の方針 7. 住まい・住環境整備の方針 8. 景観整備の方針 9. 都市防災の方針 10. 都市の魅力向上 11. 環境保全の方針 12. 都市マネジメントの方針
第4章	地域別構想 1. 地域別構想の概要 2. 地域別構想 2-1 名瀬中心拠点地域 2-2 名瀬市街地地域 2-3 名瀬自然共生地域 2-4 住用地域 2-5 笠利地域
第5章	計画の実現に向けて 1. 計画に基づく取り組みの考え 2. 協働のまちづくりの推進 3. 都市計画マスタープランの推進

第5章 計画の実現に向けて

1. 都市計画マスタープランに基づく取り組みの考え

本計画を基本として、都市づくり・地域づくりにおける各実施事業の展開を図ります。また、本計画を推進するため、他の関係機関との連携強化を進め、推進体制の充実を図ります。

(1) 都市計画事業の推進

「土地利用」「都市施設」「市街地開発」をはじめ、都市計画に関わる個別計画を総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

- 地域地区の指定、都市計画区域の見直しなど、土地利用や建築物等の適正な規制・誘導などに関わる事項の決定又は変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- 道路・交通、公園などの分野別の計画づくり、都市施設に関する都市計画の決定又は変更、都市施設の整備など、具体的な施策の実施においても、本計画の方針に沿って進めます。
- 土地利用の誘導策と都市施設の計画や事業を一体的に進めることで、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。
- 奄美らしい景観の形成、住環境の確保、市街地を囲む海や山の自然環境の保全、また、地域の再生など、各分野の計画との連携により、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。

(2) 地域づくりの推進

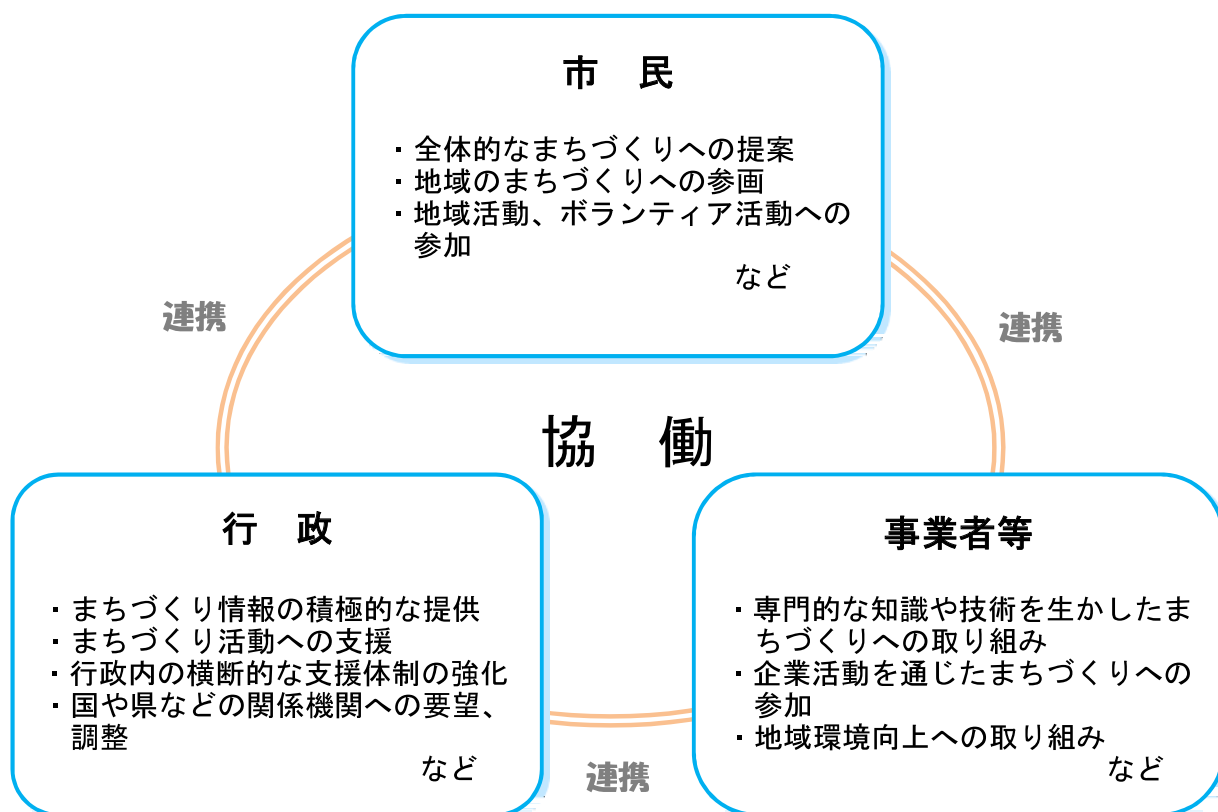
住用地域、笠利地域をはじめ、都市計画区域外を含み、奄美市の「土地利用」「都市施設」など、都市の空間づくりを総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

- 地域（集落）の生活利便性の確保に向けて、地域の土地利用や道路・交通、公園などの分野別の計画づくりや小さな拠点づくりにおいて、本計画の方針に沿って進めます。
- 世界自然遺産登録に向けた取り組みにより、登録後は観光需要や開発圧力等の増加が想定されることから、自然公園法等による自然の保護や利用を基本としながら、本計画の方針を踏まえ、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。
- 地域の特性に応じた景観の形成、住環境の確保、自然環境の保全など、各分野の計画との連携により、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。

2. 協働のまちづくりの推進

本計画の実現のためには、まちづくりの主体となる市民や事業者等との連携・協働によりまちづくりを進めることが重要です。このため、協働のまちづくりに向けた環境を整えることが必要であり、市民や事業者等が参加しやすい機会を設けるとともに、自主的にまちづくりに取り組んでいる団体への支援の充実を図ります。

【協働のまちづくりの体制のイメージ】



(1) 各主体の役割

①住民に期待される役割

- 奄美市のまちづくりについて、市民と行政が共通認識を持つよう努めます。
- まちづくりの主体であることを自覚し、地域社会に関心を持って、積極的にまちづくりに関わるよう努めます。
- NPOなどの市民団体は、専門性などを活かし、まちづくり活動を進めるとともに、地域住民や企業などとの連携・協働に積極的に努めます。
- 地域に応じた課題への対応、地域の良好な居住環境等を維持・創出するため、まちづくり協定、地区計画の検討など、地域主体のまちづくりに努めます。

②事業者期待される役割

- 奄美市のまちづくりについて、市民と行政が共通認識を持つよう努めます。
- まちづくりの主体であることを自覚し、地域社会に関心を持って、積極的にまちづくりに関わるよう努めます。
- 地域社会の一員として、地域住民やNPOなどとの連携を深め、地域と密着した関係を構築するよう努めます。
- 地域の活性化が自らの企業価値を高めるという視点を持ちながら、人材・資金・ノウハウなどの資源を活かし、企業活動を通じてまちづくりの推進に寄与するよう努めます。

③行政の役割

- 行政が主体的に行うべきまちづくりについて、市民の多様なニーズを踏まえながら、選択と集中や効率的な施策展開などに留意して、計画的に進めます。
- 連携・協働によるまちづくりを推進するため、各主体が十分に力を発揮することができる環境づくりに努めるとともに、市役所内の連携強化に取り組みます。
- 地域の課題に適切に対応するため、関係者間の連携・協働を促すとともに、必要に応じて、国や県などの関係機関に協力を求めます。
- 連携・協働によるまちづくりに関する職員一人一人の意識の向上を図ります。

（２）協働のまちづくりの進め方

まちづくりの主役である住民・事業者等が参加し、住民と行政が一体となってまちづくりを進めることができる取り組みを行います。

- 本計画に基づき実施される個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更など、具体的な施策の展開にあたっては、公聴会や説明会、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント等の実施により、市民参加の機会を充実し、市民ニーズを踏まえ取り組みます。
- 市民、事業者の関心や意欲を高めるため、話し合いの場の提供と、まちづくりアドバイザー等の派遣制度を活用します。
- NPO、地域コミュニティ団体、町内会などのまちづくり組織からの積極的な提案は、まちづくりを進める上で大切な役割を果たします。そのため、このような活動が広がり、市民主体の活力あるまちづくりにつながるよう、各種助成・奨励制度を活用します。
- 地域の美化活動、賑わいの創出に向けたイベントの開催など、これまで行われてきた市民活動を活かし、地域の特性に応じたまちづくりへの展開を図ります。また、これら団体の連携強化に向けた体制を整えることで、協働のまちづくりを推進します。

（３）各種制度等の活用

市民と事業者等が主体となった計画の検討・実践手法として、次のような制度があります。これらの制度の活用により協働のまちづくりを推進します。

- 比較的小規模な地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途、高さ、敷地などに関する事項をきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める「地区計画制度」を活用します。
- 奄美らしい都市景観の創出、みどり豊かな住環境の形成など、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、景観協定、建築協定、緑化協定などの制度の活用を図ります。

3. 都市計画マスタープランの推進

(1) 計画の推進体制

本計画に示す都市づくり・地域づくりを効率的かつ効果的に進めていくため、それぞれの計画や施策の段階において、緊密な連携を確保しながら計画を推進します。

①国・県・近隣町村および関係機関との連携強化

- 国、県等が進める関連する計画との連携を図り、総合的な都市づくりを推進します。
- 分野別方針などに位置づける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、環境、農政、商工観光など、様々な分野における関係機関との協力と協議・調整を図りながら、まちづくりを推進します。
- 特に、奄美市は奄美群島の中心的な役割を担う他、奄美群島の各市町村と連携しながら、群島全体の発展に向けた取り組みが重要となります。奄美群島振興開発計画においても、“奄美群島の自立的発展，地域住民の生活の安定及び福祉向上，定住促進を図る”ことが位置づけられているため、その達成に向けて国や県、近隣町村との連携を強化します。

②協働のまちづくりを支援する体制づくり

- 地域に根ざしたまちづくりを実現していくため、NPOなどのまちづくり団体、地域コミュニティ団体や町内会などのまちづくり組織と連携して施策を進めます。
- 市民、事業者等および市が共通の目的意識を持って、互いに連携しながらまちづくりに取り組むことができる体制づくりを推進します。

③庁内推進体制の構築と人材育成

- 都市づくりの一体性を確保し、各種事業の実効性を高めるため、庁内プロジェクトチーム（幹事会）の設置など、横断的な検討組織づくりを進めます。
- 研修や地域での実践的なまちづくり活動を通して市職員の専門性を高めるなど、人材育成にも努めます。

（２）計画の進行管理

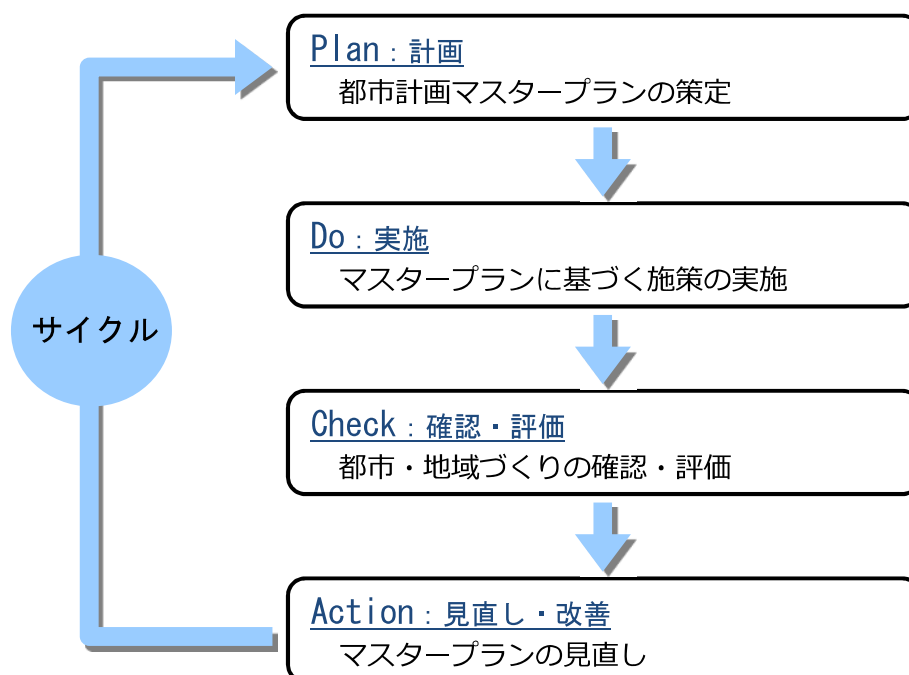
都市計画マスタープランは、中長期的な視点に立った計画であり、その実現には時間を要することから、実施過程について適正に管理し、必要に応じて計画の見直しを進めます。

進行管理にあたっては、P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（確認・評価）、A c t i o n（見直し・改善）のP D C Aサイクルを導入し、計画の着実な実現を目指します。

①都市計画マスタープランの適切な管理と見直し

本計画の方針に基づき、各種制度や事業を活用して推進しますが、まちづくりの進捗状況を確認・評価し、必要に応じて見直し、改善を行うなど、計画の適正な管理を行います。

- 都市計画基礎調査、各種統計調査の結果や市民アンケート調査等により、都市・地域づくりの進行状況の確認・評価を行います。
- 市民・事業者等・市の協働によるまちづくりについても、本計画に照らし合わせて評価を行うなど、市民による評価の基準や仕組みづくりの充実を図ります。
- 確認・評価に併せて、策定後、都市をとりまく社会情勢の変化を踏まえて、本計画の方針や各種施策の妥当性を判断し、総合計画等との整合を図りながら、必要に応じて計画を見直します。
- 計画の見直しにあたっては、広く市民に情報提供することはもとより、専門的な知識や客観的な意見・提案を受ける場として協議会などを設置します。



○奄美市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

	所属団体等名称	職 名	氏 名	
1	国立大学法人鹿児島大学工学部	教授	木方 十根	◎
2	国立大学法人琉球大学工学部	教授	清水 肇	
3	鹿児島県大島支庁	建設部長	上大田 孝成	
4	奄美市	副市長	福山 敏裕	
5	奄美大島商工会議所	副会頭	大久保 征男	
6	あまみ商工会	会長	奥 篤次	
7	奄美市通り会連合会	会長	森 幸一郎	○
8	奄美市農業委員会	会長	前山 重一郎	
9	公益社団法人大島郡医師会	会長	向井 奉文	
10	社会福祉法人奄美市社会福祉協議会	会長	小倉 政浩	
11	奄美市老人クラブ連合会	会長	才田 一男	
12	奄美市地域女性団体連絡協議会	会長	山田 千代子	
13	奄美市PTA連絡協議会	理事	前山 宗之	
14	公益社団法人奄美大島青年会議所	理事長	楠田 太平	
15	奄美市連合青年団	団長	川口 恵代	
16	奄美市	総務部長	東 美佐夫	
17	奄美市	建設部長	本山 末男	

◎委員長, ○副委員長

○奄美市都市計画マスタープラン策定委員会 庁内幹事会名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	総務部企画調整課長	山下 能久	総合計画・土地利用・景観
2	市民部環境対策課長	島袋 修	自然遺産・廃棄物施設(都市計画決定施設)
3	保健福祉部福祉政策課長	石神 康郎	福祉政策全般
4	保健福祉部高齢者福祉課長	永田 孝一	地域包括ケアシステム
5	商工観光部商水情報課長	武下 義広	中心市街地・公共交通
6	商工観光部紬観光課長	保浦 正博	観光公園施設
7	農政部農林振興課長	山下 仁司	農業振興、森林、市場(都市計画決定施設)
8	建設部都市整備課長	竹元 康晴	公園・区画整理事業(都市計画決定施設)
9	建設部土木課長	橋口 義仁	土木施設整備(都市計画決定施設)
10	建設部建築住宅課長	備 孝朗	住宅整備・建築規制(都市計画用途地域等)
11	上下水道部下水道課長	里 嘉郎	下水処理施設(都市計画決定施設)
12	上下水道部水道課長	山下 一弘	水道施設
13	住用総合支所地域総務課長	久保 英光	住用地域土地利用等
14	笠利総合支所地域総務課長	前田 賢一郎	笠利地域土地利用等
15	教育委員会事務局文化財課長 兼奄美博物館長	久 伸博	文化財行政
16	農業委員会事務局長	川内 進	農振農用地
17	大島地区消防組合消防本部次長	川畑 洋一	消防・救急

○事務局(都市整備課まちづくり推進係)

	所 属	氏 名	備 考
1	建設部都市整備課主幹兼まちづくり推進係長	林 孝浩	
2	建設部都市整備課まちづくり推進係主査	田川 正盛	
3	建設部都市整備課まちづくり推進係主事	元井 雄大	



鹿児島県奄美市

奄美市都市計画マスタープラン

平成30年4月 発行

鹿児島県奄美市 都市整備課
